

70歳未満の者の入院に係る高額療養費 の現物給付化等に関する資料

目 次

○70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化について	
・ 制度概要	1
・ 患者負担(一部負担金割合及び高額療養費自己負担限度額)	2
・ 70歳未満現物給付化の制度改正前と改正後の比較	3
・ 限度額適用認定証の交付から高額療養費現物給付化までの流れ	3
○出産育児一時金の引上げ及び受取代理について	
・ 引上げ及び受取代理の概要	4
・ 出産育児一時金の受取代理の実施状況について	5
・ 市町村国保における受取代理の実施状況(都道府県別)	6

70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化(制度概要)

○ 平成19年4月から、70歳未満の者の一医療機関における入院に係る高額療養費を現物給付化し、窓口での支払を自己負担限度額にとどめることとする。

※ 70歳以上の者の一医療機関における入院に係る高額療養費については既に現物給付化されている。

○ このことにより、以下のような効果が期待される。

・ 患者が医療機関の窓口で多額の現金を支払う必要がなくなる。

※ 平成16年度における被用者保険に係る現金給付された高額療養費年間支給額約2,800億円

(* 但し、この額全てが現物給付化の対象ではない。)

・ 高額療養費の申請漏れが減少する。

・ 患者が医療機関の窓口で支払う額が少なくなり、未収金について一定の改善が期待される。

(例) 胃ガンの手術で10日間入院した時(医療費約100万円の場合)

